

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第221号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年10月28日 07時00分ごろ	
発生場所	広島県広島市広島港廿日市木材港北岸壁 広島市所在の広島はつかいち大橋橋梁灯（C1灯）から真方位184° 570m付近 （概位 北緯34°20.9′ 東経132°21.4′）	
事故等調査の経過	平成23年12月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 カルビーポテト丸、499トン	
船舶番号、船舶所有者等	135325、有限会社エヴァライン	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 左舷中央部に凹損 岸壁 先端のコンクリートに欠損	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、揚荷のために広島港の廿日市木材港北岸壁に着岸作業中、風潮流により岸壁に向けて圧流され、船長が主機を後進としたものの、平成23年10月28日07時00分ごろ左舷中央部が岸壁先端部に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約6m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 港奥に向かう潮流（流速不詳）	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、広島港の岸壁に着岸作業中、船長が主機を後進とする操船を適切に行わなかったことから、風潮流により圧流され、同岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、広島港の岸壁に着岸作業中、船長が主機を後進とする操船を適切に行わなかったため、風潮流により圧流され、同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業に際しては、風潮流の影響を考慮すること。	